

「イノベーション戦略調整会議」の開催について

平成 30 年 1 月 30 日

総合科学技術・イノベーション会議議長決定

- 1 総合科学技術・イノベーション会議の下、研究開発の成果の実用化によるイノベーションの創出の促進を図るための統合的な戦略の策定に関する調整を行うため、総合科学技術・イノベーション会議令（平成 12 年政令第 258 号）第 4 条の規定に基づき、「イノベーション戦略調整会議」（以下「会議」という。）を開催する。
- 2 会議の構成員は、総合科学技術・イノベーション会議の議員である国務大臣のほか、総合科学技術・イノベーション会議議長が指名する国務大臣とする。
会議の議長は内閣官房長官、副議長は内閣府特命担当大臣（科学技術政策）をもって充てる。
- 3 会議の議長は、必要があると認めるときは、構成員以外の国務大臣その他関係者の出席を求めることができる。
- 4 会議の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣府政策統括官（科学技術・イノベーション担当）において処理する。
- 5 前各項に掲げるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、会議の議長が定める。

(別紙)

イノベーション戦略調整会議

議長	内閣官房長官
副議長	内閣府特命担当大臣(科学技術政策、知的財産戦略、宇宙政策) 兼 情報通信技術(I T)政策担当大臣
構成員	経済再生担当大臣 兼 健康・医療戦略担当大臣 兼 内閣府特命担当大臣(経済財政政策) 内閣府特命担当大臣(規制改革) 内閣府特命担当大臣(海洋政策) 総務大臣 外務大臣 財務大臣 文部科学大臣 厚生労働大臣 農林水産大臣 経済産業大臣 国土交通大臣 環境大臣 防衛大臣

(参考)

総合科学技術・イノベーション会議令（平成12年政令第258号）（抄）

(専門委員)

- 第一条 内閣総理大臣は、専門の事項を調査させるため必要があるときは、総合科学技術・イノベーション会議（以下「会議」という。）の意見を聴いて、会議に専門委員を置くことができる。
- 2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。
 - 3 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
 - 4 専門委員は、非常勤とする。

(専門調査会)

- 第二条 会議は、その議決により、専門調査会を置くことができる。
- 2 専門調査会に属すべき者は、専門委員のうちから、議長が指名する。ただし、議長は、必要があると認める場合は、専門調査会に属すべき者として議員を指名することができる。
 - 3 専門調査会は、その設置に係る調査が終了したときは、廃止されるものとする。

(庶務)

- 第三条 会議の庶務は、内閣府本府に置かれる政策統括官が処理する。

(雑則)

- 第四条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他会議の運営に関し必要な事項は、議長が会議に諮って定める。